

運転免許証の更新手続き

更新手続きができる期間	誕生日の前後 1 か月間が更新可能な期間です。															
更新手続きができる場所	① 旭川運転免許試験場 ② 旭川市以外の警察署（申請する警察署の管内に居住している方のみ） ③ 利尻（杓形駐在所）、礼文（香深駐在所）、天売、焼尻の各駐在所 ※駐在所では、マイナ免許証の取扱いはできません。 即日交付できるのは旭川運転免許試験場のみです。															
受付時間	① 【旭川運転免許試験場】 受付～平日、または第 1・第 3 日曜日（年末年始は除きます。） 講習開始時間の 1 時間前には来場してください。 開場時間 平日：午前 8 時 45 分 日曜：午前 8 時 00 分（第 1・第 3 日曜に限る。） ※ 各講習が終了しましたら、会場で免許証を交付します。 ※ マイナ免許証を希望されている方は、講習終了後にマイナカードへの免許情報書込があります。（混雑状況により所要時間が異なります。） ◎講習開始時間【即日交付】 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">優良 (30分)</th> <th style="width: 15%;">一般 (60分)</th> <th style="width: 15%;">違反 (120分)</th> <th style="width: 15%;">初回 (120分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">平 日</td> <td>① 10時 ② 14時</td> <td>① 11時 ② 15時</td> <td>① 10時 ② 14時</td> <td>① 10時 ② 14時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">日 曜 (第 1・第 3 のみ)</td> <td>① 9 時 30 分 ② 11 時 ③ 14 時</td> <td>① 10 時 ② 14 時</td> <td>① 10 時 ② 14 時</td> <td>① 10 時 ② 14 時</td> </tr> </tbody> </table> ※ 講習教室の定員に達した場合は、次の時間の講習となります <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> ☞ オンライン講習、高齢者講習を受講された方は試験場での講習を受ける必要はありませんので、 午前 10 時～午後 0 時 午後 2 時～午後 4 時 の時間帯の来場を推奨致します。 </div> ② 【旭川市以外の警察署】 ◎ 即日交付の手続きは行っておりません。 ◎ 受付時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分（平日のみ） ◎ 講習日時 後日指定された会場での受講となります。 地域で異なりますので警察署に確認をお願いします。 ※ 有効期限を過ぎると免許は失効します。 ※ オンライン講習、高齢者講習受講済みの方は講習受講の必要はありません。 ◎ 後日、警察署に来ていただき、免許証の交付、若しくはマイナンバーカードへの免許情報の書込を行います。		優良 (30分)	一般 (60分)	違反 (120分)	初回 (120分)	平 日	① 10時 ② 14時	① 11時 ② 15時	① 10時 ② 14時	① 10時 ② 14時	日 曜 (第 1・第 3 のみ)	① 9 時 30 分 ② 11 時 ③ 14 時	① 10 時 ② 14 時	① 10 時 ② 14 時	① 10 時 ② 14 時
	優良 (30分)	一般 (60分)	違反 (120分)	初回 (120分)												
平 日	① 10時 ② 14時	① 11時 ② 15時	① 10時 ② 14時	① 10時 ② 14時												
日 曜 (第 1・第 3 のみ)	① 9 時 30 分 ② 11 時 ③ 14 時	① 10 時 ② 14 時	① 10 時 ② 14 時	① 10 時 ② 14 時												

持ち物	<p>【共通】</p> <p>① 運転免許証 ※マイナ免許証をお持ちの方はマイナ免許証 ※免許停止中の方は免許停止処分通知書</p> <p>② マイナンバーカード（マイナ免許証を希望する方） ※マイナカード、署名用電子証明書の有効期限を確認してください。</p> <p>【70歳以上の方】</p> <p>◎ 講習修了証明書</p> <p>【75歳以上の方】</p> <p>◎ 講習修了証明書、認知機能検査結果通知書</p> <p>【住所変更がある方】</p> <p>◎ 住所を証明できるもの（詳細は「記載事項変更」のページ参照）</p> <p>【再交付と同時に申請される方】</p> <p>◎ 写真、身分証明書（詳細は「再交付」のページ参照）</p> <p>【10月1日以降申請される外国籍の方】 上記の必要なもののほか、次の<u>書類提示が必要です</u>。 ※<u>マイナ免許証を提示する方は除く</u></p> <p>◎ 住民基本台帳法の適用を受ける外国人</p> <p>① 在留カード ② 特別永住者証明書 ③ 在留期間等を記載した住民票</p> <p><u>のいずれか</u></p> <p>◎ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人（外交官等） 外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類 注：在留カード等の住所地と運転免許証の住所が異なる場合は、在留カード等の住所地を管轄する公安委員会で手続きをお願いします。</p>
手数料	更新手続き後の免許証の保有形態や講習区分、及び講習受講の形態によって手数料が異なります。（詳細は「手数料一覧表」のページ参照）

期間前更新	<p>以下の理由があり、更新期間内に<u>更新可能な日が1日もない場合</u>に限り更新期間前に、更新手続きをする事ができます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1709 1410 1912"> <thead> <tr> <th>理 由</th> <th>必 要 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院又は出産予定者</td> <td>診断書又は母子手帳等</td> </tr> <tr> <td>海外渡航予定者</td> <td>パスポート又は船員手帳等</td> </tr> <tr> <td>出張予定者（国内含む）</td> <td>会社の出張証明書等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>更新不能である理由を示す証明物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意 期間前更新をした場合は、手続き後の最初の誕生日までを1年と見なすため、有効期間が短くなります。</p>	理 由	必 要 書 類	入院又は出産予定者	診断書又は母子手帳等	海外渡航予定者	パスポート又は船員手帳等	出張予定者（国内含む）	会社の出張証明書等	その他	更新不能である理由を示す証明物
理 由	必 要 書 類										
入院又は出産予定者	診断書又は母子手帳等										
海外渡航予定者	パスポート又は船員手帳等										
出張予定者（国内含む）	会社の出張証明書等										
その他	更新不能である理由を示す証明物										

優良講習、一般講習に該当する方のみ、居住地以外の公安委員会で更新の手続きをすることが可能です。

【更新手続き可能期間】

- ☞ 免許証のみで申請（現状免許証のみ保有）
誕生日の前1か月間
- ☞ マイナ免許証保有者
誕生日の前後1か月間
- ☞ マイナ免許証、従来免許証の2枚保有者
免許のみを申請する場合は誕生日の前1か月間
マイナ免許証と同時申請の場合は誕生日の前後1か月間

【免許の交付など】

- ① 運転免許証
申請をした日から起算し、3週間を経過した日以降に申請者の住所地の公安委員会で交付となります。
更新時講習を受講した場合は、経由地の交通安全協会を經由して代理受領及び郵送（有料）を依頼することができます。
- ② マイナ免許証
申請日に経由地公安委員会で情報記録を行います。
ICチップが破損している等の理由によっては、住所地公安委員会での情報記録も可能です。
- ③ 2枚持ち（免許証とマイナ免許証）
免許証は①、マイナ免許証は②と同じになります。

【持ち物】

- 現有の運転免許証
- 更新連絡書（コピー又はFAXでも可能）
- 申請用写真（免許証の写真となります）1枚
（サイズ縦3.0cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景、上三分身で正面向きのもの）
※免許証の写真となりますので、カラコンの使用、華美なメイク、写真の加工等、容姿が異なると判断される写真は不可となる場合があります。
- 運転免許取得者教育を受けた者は、その講習受講終了証明書

《その他該当する方のみ》

- ◎ 高齢者講習修了証明書
- ◎ 認知機能検査結果通知書
- ◎ 運転技能検査受験結果証明書
- ◎ 運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書
- ◎ 認定認知機能検査結果通知書
- ◎ 認知機能検査等免除通知書

【注意事項】

- 記載事項変更や、再交付と同時の申請はできません。
- 眼鏡・補聴器以外の身体に関する条件が付与されている場合は申請できません。

- 期限切れ更新手続きをした人で、手続きの日から5年が経過していない場合は申請できません。
- 更新時の講習は申請をおこなった公安委員会で受講できます。